



---

# 本区における児童相談体制 の方向性について

---

令和3年11月



## 【目次】

<b>1 これまでの取組</b>	
(1) 児童虐待防止対策に関する主な法改正と本区の動き	..... 1
(2) 子育て支援総合センターの強化	..... 2
(3) 児童相談に係る連携強化事業の実施	..... 2
(4) 予防的支援推進とうきょうモデル事業への参画	..... 3
(5) 人材の確保	..... 4
<b>2 児童相談所の設置状況等</b>	
(1) 都道府県及び政令指定都市	..... 4
(2) 中核市	..... 4
(3) 東京都	..... 4
(4) 特別区	..... 4
(5) 先行3区の概要	..... 4
(6) サテライトオフィスモデル事業の導入	..... 5
<b>3 児童相談所の概要</b>	
(1) 目的	..... 7
(2) 役割	..... 7
(3) 業務	..... 7
(4) 相談の種類と主な内容	..... 7
(5) 設置に伴う業務(設置市事務)	..... 7
(6) 児童相談所の人員配置基準	..... 8
(7) 一時保護	..... 8
<b>4 区児童相談所開設の利点・課題</b>	
(1) 利点	..... 9
(2) 課題	..... 9
<b>5 「本区における児童相談体制のあり方」について</b>	.....10
<b>6 本区における児童相談体制の方向性について</b>	
(1) 基本的な方針	.....12
(2) 東京都との新たな連携	.....12
(3) 予防的支援の促進	.....13
(4) 新保健施設での相談対応の充実	.....13
(5) 地域との連携	.....13
(6) 里親の普及啓発	.....13
<b>7 今後の予定</b>	.....14

## 本区における児童相談体制の方向性について

### 1 これまでの取組

平成 28 年の児童福祉法一部改正により、特別区も児童相談所を設置できることとなり、練馬区を除く 22 区が設置の意向を示した。本区においても、平成 25 年度に「墨田区児童相談所移管準備検討委員会」を設置し、子育て支援総合センターが新保健施設等複合施設（以下「新保健施設」という。）に移転した後、福祉、保健、教育等関係機関との連携を生かした切れ目のない一貫した対応を行うこととし、段階的な整備を行ってきた。

#### ( 1 ) 児童虐待防止対策に関する主な法改正と本区の動き

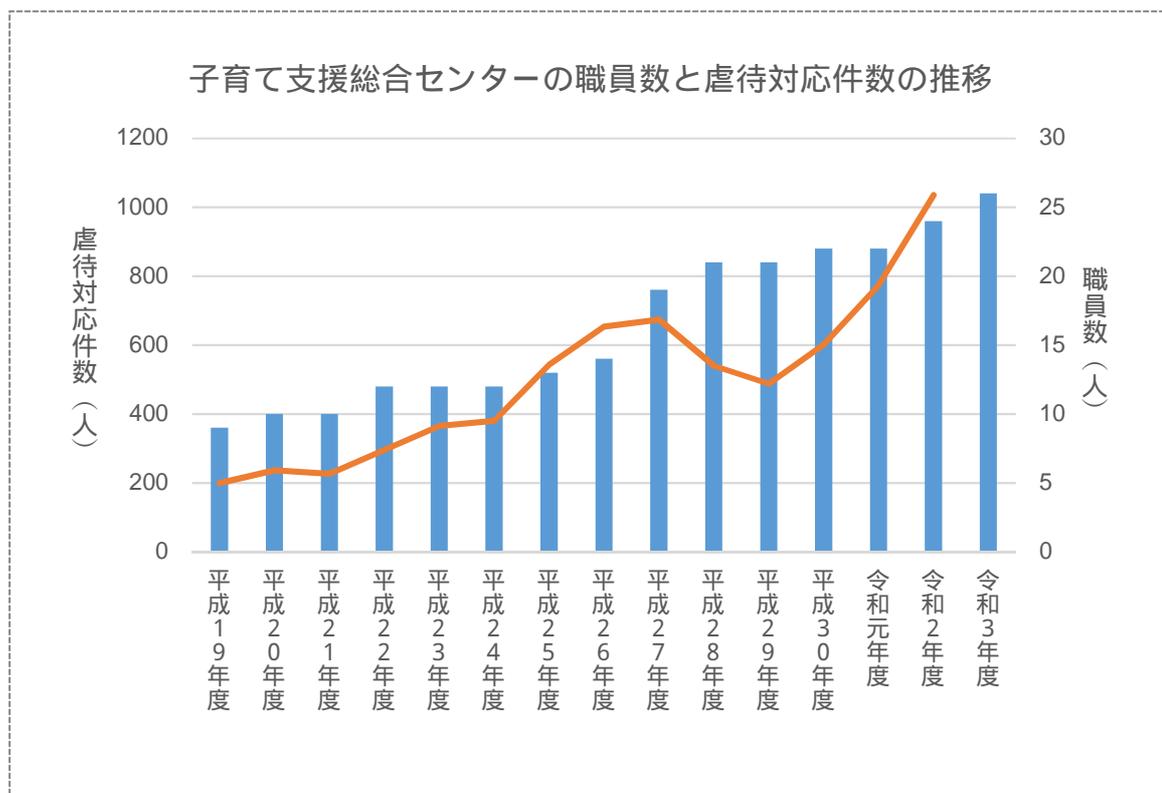
年	法改正と主な内容等	本区の動き
平成 12 年	児童虐待防止法の成立 ・児童虐待の定義(身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト) ・住民の通告義務 等	
平成 16 年	児童虐待防止法・児童福祉法改正 ・通告義務範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村を虐待通告先に追加	
平成 18 年		「墨田区要保護児童対策地域協議会」設置
平成 19 年	児童虐待防止法・児童福祉法改正 ・児童の安全確認に必要な立ち入り調査等の強化 ・児童虐待を行った保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等	子育て支援総合センター開設
平成 25 年		東京都江東児童相談所への職員派遣を開始
平成 28 年	児童福祉法改正 ・特別区が児童相談所設置可能へ	
平成 31 年	児童虐待防止対策の抜本的強化 ・体罰の禁止 ・弁護士配置又はそれに準ずる措置等	「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書」を警察署と締結

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」

( 令和元年法律第 46 号。令和元年 6 月 1 9 日公布 )

## (2) 子育て支援総合センターの強化

児童虐待件数が年々増加する中、相談体制のさらなる充実に向けて、新保健施設への移転も見据え、心理職等の専門職の採用など人材育成や施設整備に取り組んでいる。



## (3) 児童相談に係る連携強化学業の実施

東京都と協定(平成31年4月1日締結)を締結し、「子供を守る地域ネットワーク巡回支援(1)」、「要支援ショートステイ(2)」等の事業のほか、幹部職員1名を江東児童相談所に派遣している(令和3年度からは通年派遣)。

### 1 「子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業」

要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)に、地域の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集して早期に必要な支援につなげる取組等を行うことにより、児童虐待の発生予防・早期発見を図る。

管内すべての認可保育所、幼稚園、公立小中学校を年1回以上訪問、その他の関係機関については重点的に取り組む機関を1つ以上定めて訪問する。ただし、要対協受理児童が在籍していて連絡体制が十分取れている場合は、あらためての訪問は必要としない。

令和2年度実績... 216 機関巡回

## 2 「要支援ショートステイ事業」

保護者の強い育児疲れ、育児不安又は不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において、児童を養育することが一時的に困難となった場合又は児童の生活の場を一時的に家庭から移すことがふさわしいと区が判断した場合等に、一定期間、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設において児童を養育する。また、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、地域における支援体制を確立することで、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整える。

令和2年度実績... 10人 延べ67日

### (4) 予防的支援推進とうきょうモデル事業への参画(3)

児童虐待相談件数の増加が続く中、これまでの対症療法的取組だけでなく、発生予防・早期対応に向けた取組の強化が必要なことから、令和2年度の東京都児童福祉審議会専門部会による「新たな児童相談の在り方に関する緊急提言」を受けて、東京都が令和3年度からの3か年を実施期間として行われる事業にモデル区として参画する。妊娠期から子育て期の家庭に対する予防的支援により、妊娠期からの関与を強化し、児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

## 3 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」

【区市町村】予防的支援をモデル実施する。

○指定自治体(4区市): 墨田区、大田区、渋谷区、調布市

○予防的支援チームの設置

支援の中核となる担当職員及び心理職・保健師等の専門職を配置し、母子保健部門等関係機関と連携しながら、チームで対象家庭を支援する。

○要対協の強化

要対協担当職員の配置により関係機関との連携を強化し、予防的支援の対象となる家庭を早期に把握するとともに関係機関の対応力向上を図る。

【東京都】児童相談所と区市町村との連携強化を図る。

○児童相談所から地域支援担当職員として児童福祉司と児童心理司を派遣(併任)モデル自治体に週2~3日派遣し、チームの一員として協働し予防的支援のあり方について検討する。

○外部有識者の派遣

児童福祉の専門家を都からアドバイザーとして派遣し、予防的支援に関する研修、助言等によりモデル自治体を支援する。

【外部機関】

○事業のデータ収集・効果測定を実施し、予防的支援マニュアル及び関係機関向け研修プログラムを作成(東京都医学総合研究所)

(5) 人材の確保

児童福祉司や児童心理司の候補として、福祉職や心理職などの専門職を計画的に採用している。心理職は平成30年度より採用し、子育て支援総合センターへ配置している。

また、児童福祉司任用資格等の取得可能な通信課程の受講について、研修として実施している。

2 児童相談所の設置状況等

(1) 都道府県及び政令指定都市

全国に225か所(令和3年4月1日現在) (2)以下も含む

(2) 中核市

横須賀市、金沢市、明石市

今後、奈良市、柏市、鹿児島市などが設置予定

(3) 東京都(10か所)

名称	管轄地域
児童相談センター	練馬区、小笠原支庁
	渋谷区、文京区、豊島区、大島支庁
	新宿区、中央区、台東区、千代田区、八丈・三宅支庁
江東児童相談所	墨田区、江東区
品川児童相談所	品川区、目黒区、大田区
杉並児童相談所	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市
北児童相談所	北区、板橋区
足立児童相談所	足立区、葛飾区
八王子児童相談所	八王子市、町田市、日野市
立川児童相談所	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきるの市、羽村市、西多摩郡
小平児童相談所	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
多摩児童相談所	多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市

(4) 特別区

開設年度	該当区
令和2年度	世田谷区、荒川区、江戸川区
令和3年度	港区
令和4年度(予定)	中野区、豊島区、板橋区
令和5年度(予定)	葛飾区

(5) 先行3区の概要(令和3年4月1日現在)

	世田谷区	江戸川区	荒川区
開始年月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年7月
一時保護所定員	26人 (幼児6人:学齢20人)	35人 (幼児7人:学齢28人)	10人 (幼児2人:学齢8人)
一時保護所整備	児童相談所と別整備	児童相談所と一体整備	児童相談所と一体整備
総人口	920,471人	694,630人	216,335人
児童人口	128,672人	104,901人	29,005人

児童人口とは、0歳から18歳未満の人口のことを指す。墨田区は、33,441人（総人口275,975人）

#### (6) サテライトオフィスモデル事業の導入（4）

新しい児童相談体制の取組の一つとして区の子ども家庭支援センター内に都児童相談所のサテライトオフィスを設置して、都区協働で児童虐待対応に当たる。

開設年度	該当区
令和2年度	練馬区
令和3年度	台東区、中央区で共同実施予定

#### 4 都区共同サテライトオフィスモデル事業「練馬区虐待対応拠点」

##### 1 概要

練馬区の子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を設置する。練馬区虐待対応拠点では都児童相談所の職員が専門的知識・技術を必要とする相談や調査、援助のほか、広域的専門的支援や区への援助等の役割を担う。

これにより、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を組み合わせた都と区のそれぞれの強みを活かした連携を強化と迅速かつ一貫した児童虐待への対応を行うとともに、区子ども家庭支援センターのレベルアップの実現による区全体の児童相談体制を強化する。

##### 2 業務内容

- (1) 虐待通告に基づく家庭訪問
- (2) 区子ども家庭支援センターとの情報共有・合同調査等
- (3) 児童面接
- (4) 保護者面接
- (5) 家庭復帰に際する調整・指導
- (6) 職員の育成
- (7) その他（関係機関との協議、相互の会議への参加等）

##### 3 効果

執務環境が近接になったことにより、日常的な都区職員の情報共有が可能  
児童相談所ケースは、面接場所の距離が自宅から近くなったため、相談者の負担が軽減

必要に応じ、都児童相談所・子ども家庭支援センター双方の面接や訪問に同席することにより、ケース引継ぎが円滑化

虐待通告時に、拠点から都児童相談所職員が出動することにより、移動時間が短縮し、迅速な対応に寄与

### 墨田区の児童虐待対策について

墨田区では「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の共有を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っている。本協議会全体に守秘義務が課せられているため、本協議会に属する職員の間では本人や保護者の同意がなくても個人情報の提供が可能である。

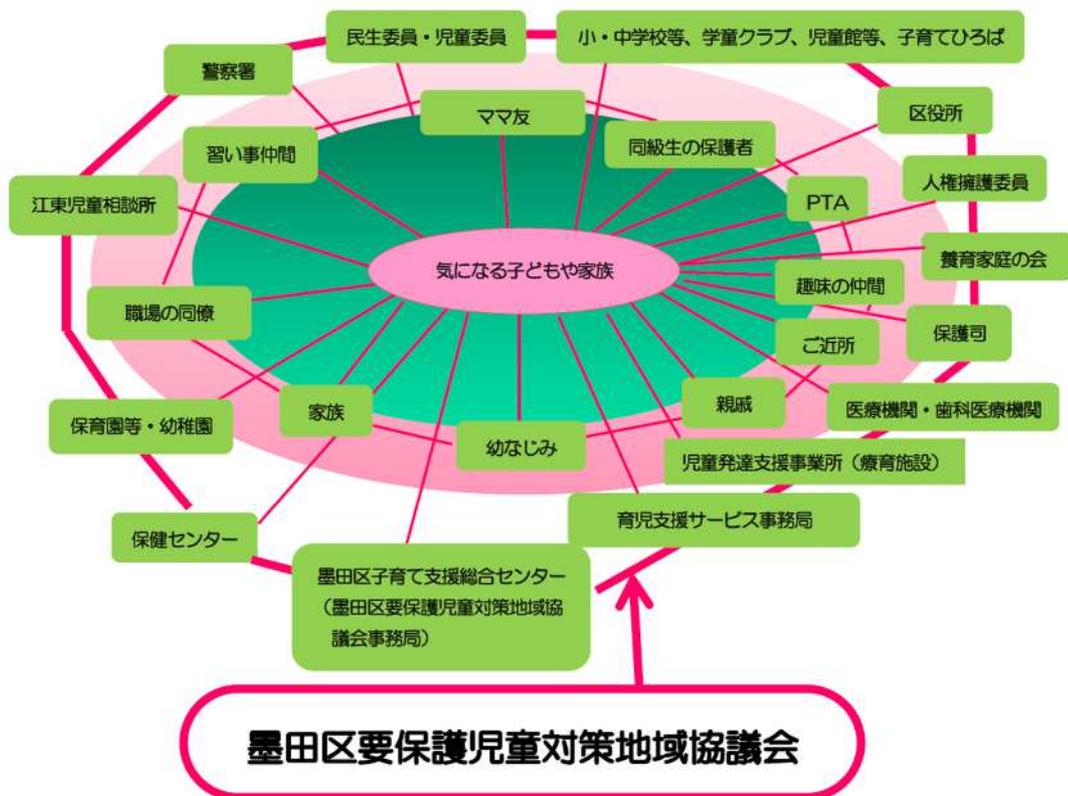
#### 【構成】

- 代表者会議…ネットワーク全体の検討、合意確認（運営・支援の合意形成）
- 実務者会議…実態把握、研修、マニュアル作成
- 個別ケース検討会議…個別ケースの対応及び支援内容検討

#### 【調整機関】

要保護児童の情報を一元的に管理し、会議開催や支援状況の把握などを行うため、調整機関（子育て支援総合センター）を置いている。

#### 気になる子どもや家族をとりまく地域ネットワーク（イメージ図）



### 3 児童相談所の概要

#### (1) 目的

- 児童に関する家庭等からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境等の把握
- 個々の児童や家庭に最も効果的な援助により児童の福祉を図るとともにその権利を擁護する。

#### (2) 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。  
市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

#### (3) 業務

- 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた児童や家族に対する援助決定）
- 一時保護（児童の特性や入所理由により都と区で広域的な調整が行われ、当該児童が必ずしも住所地の一時保護所に入所できるとは限らない）
- 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

#### (4) 相談の種類と主な内容

- 養護相談：保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組の相談
- 保健相談：未熟児、疾患等に関する相談
- 障害相談：肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等の相談
- 非行相談：ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある児童等に関する相談
- 育成相談：家庭内しつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- 里親に関する相談：里親としての養育を希望する方からの相談

#### (5) 設置に伴う業務（設置市事務）

児童相談所を設置する市（区）として政令指定を受けると、児童相談所における相談業務のみならず、政令に定める以下の16の事務処理が発生する。

- 児童福祉審議会の設置に関する事務
- 里親に関する事務
- 児童委員に関する事務
- 指定療育機関に関する事務
- 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務
- 障害児入所給付費の支給等に関する事務
- 児童自立生活援助事業に関する事務

- 児童福祉施設に関する事務
- 認可外保育施設に関する事務
- 小規模住居型養育事業に関する事務
- 障害児通所支援事業に関する事務
- 一時預かり事業・病児保育事業に関する事務
- 障害福祉サービス等情報公開に関する事務
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務
- 特別児童扶養手当に係る判定事務
- 療育手帳に係る判定事務

( 6 ) 児童相談所の人員配置基準（児童福祉法、同施行令、同施行規則、児童相談所運営指針による） 一時保護所は別途

- 所長
- 児童福祉司 人口 3 万人につき 1 名  
児童虐待に係る相談実績に応じ加算
- 児童福祉司スーパーバイザー 児童福祉司 5 名につき 1 名
- 児童心理司 児童福祉司 2 名につき 1 名以上
- 児童心理司スーパーバイザー 配置基準に関する明文の規定はなし
- 医師又は保健師 1 名以上
- 弁護士 1 名以上

墨田区の必要配置人数

- 児童福祉司 13 名
- 児童福祉司スーパーバイザー 3 名
- 児童心理司 7 名
- 児童心理司スーパーバイザー 2 名

そのほか、事務、弁護士、医師、保健師、設置市事務担当職員等が必要となる。

( 7 ) 一時保護

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で児童の安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に生活場面で児童と関わり、寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら、支援内容を検討し方針を定める期間となる。

また、児童にとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間であり、そのための環境を整えるとともに、生活等に関する今後の方針に児童自身が主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。こうした目的を達成するとともに、児童の精神状態を十分に把握し、心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、児童を一時的にその養育環境から離す行為であり、養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うものである。児童によっては、福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。その年齢、背景も虐待や非行など様々であることから、こうした一人ひとりの状況に応じた適切な支援を確保し、一時保護の意味を十分に考慮に入れた、児童に安心感をもたらす共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

#### 東京都における一時保護の基本的な対応

- 1 所内会議 一時保護緊急受理会議で一時保護の要否を協議決定
- 2 入所調整 東京都児童相談センターが実施
- 3 緊急保護 時間外等の警察からの身柄通告は東京都児童相談センター夜間連絡調整員が各児童相談所に一時保護について確認し、警察と受入先一時保護所に伝える。
- 4 一時保護先 一時保護所の他、児童養護施設（0歳～2歳未満は乳児院）、知的障害児入所施設、里親、病院等がある。
- 5 その他 非行等で複数児童が身柄通告になった場合、別々の一時保護所へ入所となる（受入先に同じ学校やグループの子がいないことが原則）。  
区児童相談所の一時保護所との相互調整については、都区の連携協定により、各区の一時保護入所担当者と都の入所調整担当者（上記2）により調整を行う（費用負担等も協定で定めている）。

## 4 区児童相談所設置の利点・課題

### （1）利点

- ア 身近な相談機関として機能するとともに、児童虐待対応窓口の一元化が可能
- イ 自区を管轄するため、機動性に優れ、通告から安全確認まで迅速な対応が可能
- ウ 社会調査に必要な住民基本台帳など区が保有する情報の入手がしやすい。
- エ 子育て情報や支援サービスなど、区が保有する社会資源に結び付けることで、支援が届きやすくなる。

### （2）課題

- ア 新保健施設開設に向けて、区保健所、教育委員会、東京都と連携し、各々の人材活用、情報連携、システム等を含め、業務の効率化など課題を整理していく必要がある。
- イ 児童福祉法の一部改正による法定職員数の増員により、全国的に人材の確保が課題になっている。
- ウ 広域的な調整を前提とする一時保護所設置の是非、それに伴う整備費、維持管理費等の財源問題が発生する。
- エ 開設に伴い義務づけられる「設置市事務」への対応が生じる。
- オ 児童福祉司の指導や一時保護所入所は、一時的なものである。地域の子育て支援策の充実や虐待未然防止策が伴わなければ、虐待が再び発生する可能性がある。
- カ 同じ組織で介入と支援を担うことになり、区民の混乱が予想される。

## 5 「本区における児童相談体制のあり方」について

「すみだの子どもは、すみだで守る」という明確な意思のもと、区民にとって最も適切な児童相談体制のあり方についての検証を進め、一時保護所の整備の是非を含め、児童相談体制を新保健施設に付加する時期等について、令和3年度中に一定の方向性を示す。

その選択肢としては、

- (1) 「一時保護所を含む区児童相談所設置」方式
- (2) 「都区共同サテライトオフィス設置」方式
- (3) 「新保健施設開設にあわせて都区共同サテライトオフィスを設置し、一時保護所設置に関する検討は続ける」方式

が考えられる。

区児童相談所及び一時保護所の設置が唯一の選択肢とは考えず、都との更なる連携強化にも努め、すみだの子どもたちの命と最善の利益を全力で守るために必要な「墨田区モデルの児童相談体制」の確立に向けて、段階的に取り組んできた事項や今後の課題等を整理した上で一定の方向性を定めていく。



### 【3つの選択肢に関する比較表】

#### (1) 「一時保護所を含む区児童相談所設置」方式

内容	墨田区の児童相談所として政令指定を受ける。
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎自治体である区が児童相談所を設置することにより、身近な相談機関として機能するとともに、児童虐待の窓口の一元化が可能となる。</li> <li>・機動性に優れ、通告から安全確認までが迅速になり、切れ目のない一貫した対応が可能。区民に身近な情報を保有しているため、他機関と連携して効果的な対応ができる。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ組織で介入と支援を担うことになり、区民の混乱が予想される。支援拒否の可能性もあり、子どもの権利が脅かされる恐れがある。</li> <li>・一時保護所を含む区児童相談所の運営経費に加え、子育て支援総合センターの運営経費、子育て支援サービス(ショートステイ、一時預かりなど)を充実させる体制・財源が必要になる。</li> </ul>
財源	財政的な負担が大きく、施設整備費用だけでなく、設置後の管理運営費についても財源確保が必要になる。
人材	多様な分野の専門職が相当数必要となるため、人材確保に早めの行動が不可欠となる。

(2) 「都区共同サテライトオフィス設置」方式

内容	都江東児童相談所のサテライトオフィスを新保健施設内に設置し、児童相談所職員が定期的及び必要時に業務を行う。連携拠点として都区共同で児童虐待対応に当たる。
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都児童相談所の職員が専門的知識及び技術を必要とする相談や調査、援助のほか、広域的専門的支援や区への援助等の役割を担う。</li> <li>・区の地域に根差したきめ細かい支援と都の広域的・専門的な支援を組み合わせた実質的な連携により、迅速かつ一貫した児童虐待への対応や区職員のレベルアップが実現する。</li> </ul>
課題	機関としては別系統であるため、一時保護が必要と判断するケースについて、アセスメントが一致しない可能性は残る。
財源	施設整備、運営経費等について、都との協議による運営が可能になる。
人材	配置基準に則る必要がないため、専門職以外の配置も可能となる。

(3) 「都区共同サテライトオフィス設置」後、一時保護所継続検討」方式

内容	当面、サテライトオフィス方式を導入し、都区共同で児童虐待対応に当たる。新保健施設内のサテライトオフィスでは児童虐待対応及び専門相談が可能となる。
利点	(2)に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行して開設する区を参考にしながら、区職員が児童相談所業務についての理解を共有し、設置に向けた検討が可能になる。</li> </ul>
課題	開設が遅くなるほど、人材の確保が困難になる。
財源	将来的に一時保護所を開設する場合には、その経費が必要になる。
人材	都との協働により、専門職の人材育成を図ることが可能となる。

## 6 本区における児童相談体制の方向性について

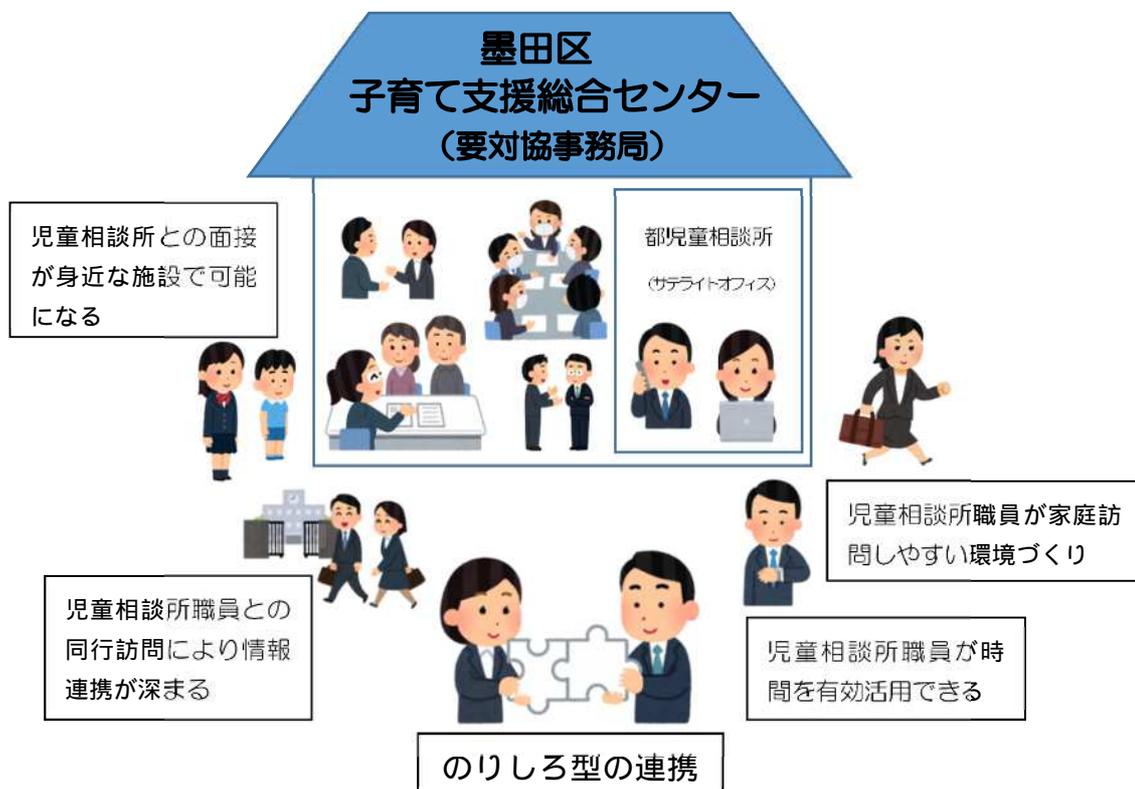
令和6年度の新保健施設開設時にあわせて、当該施設で都児童相談所職員が定期的に業務を行う墨田区版「都区共同サテライトオフィス」(5)を設置し、区内完結型の児童相談体制を構築する。その時点での一時保護所の設置は継続検討する。同時に予防的支援推進とうきょうモデル事業での経験を活かし、保健衛生担当や教育部局等と連携した児童虐待未然防止体制の整備に注力し、本区における児童相談体制及び子育て支援策を総合的に強化していく。なお、一時保護所の設置を含む区児童相談所開設に向けての検討は、社会情勢や他区の整備状況等を勘案し、区民にとって最も適切な児童相談体制のあり方を検証することにより、今後も継続する。

### (1) 基本的な方針

児童虐待対応は、通告段階から虐待の深刻さに合わせた対応が不可欠であり、迅速に介入する事例と、継続的に家族支援を行う事例を早期に振り分ける必要がある。そのため、これまで以上に児童相談所と子育て支援総合センターが連携を深め、子どもの安全確保だけではなく、子どもの発達を保障する環境の提供や、子育てに不安を抱える家庭にとって必要なサービスの分析やニーズの把握等を行い、行政として提供できる子育て支援メニューの充実に向けた検討を行う。

### (2) 東京都との新たな連携

これまででも区民の利便性を図る観点から、児童相談所からの要請により子育て支援総合センター内の会議室を面接場所として提供した経緯があるが、今後は、児童相談所職員の一時的な待機場所や記録を入力する場合のオフィスとしての利用も可とし、新保健施設に子育て支援総合センターが移転した後は、更に機能的なサテライトオフィスとして稼働できるように準備を進める。



( 3 ) 予防的支援の促進

区独自の予防的支援を検討していく。

例) 子どもの発達が気になる保護者からの相談に心理職が対応し、子どもの見立てをフィードバックすることにより、保護者の心理的不安の解消を図る。

( 4 ) 新保健施設での相談対応の充実

新保健施設では、子育て支援総合センターを拡充し、相談室やプレイルームなどの施設整備の充実を図るとともに、心理職、福祉職、保健師等の専門職が連携して対応することで、区民が安心して相談できる体制を整える。

( 5 ) 地域との連携

これまでも主任児童委員など様々な方との定期的な情報共有や見守り体制の確認等を行ってきたところではあるが、予防的支援の観点からも、より一層の連携を図っていく。

( 6 ) 里親の普及啓発

墨田区で暮らす子どもが一時保護や施設措置になると、通い慣れた在籍園や在籍校に通うことができなくなる。養子縁組を前提としない里親(東京都では「養育家庭」)が普及して、区内のそうした家庭に一時保護委託や里親委託ができれば、今までの生活環境の一部だけでも変わらずに過ごせる可能性がある。

近年、児童相談所を開設した自治体では、開設前から里親の普及啓発に取り組み、一定の効果を挙げている。こうしたことから、本区においても昨年度から里親に関する取組を積極的に進めており、区の事業である協力家庭(一般家庭におけるショートステイ)の増加に寄与することとなり、子育て支援の充実にも繋がる。

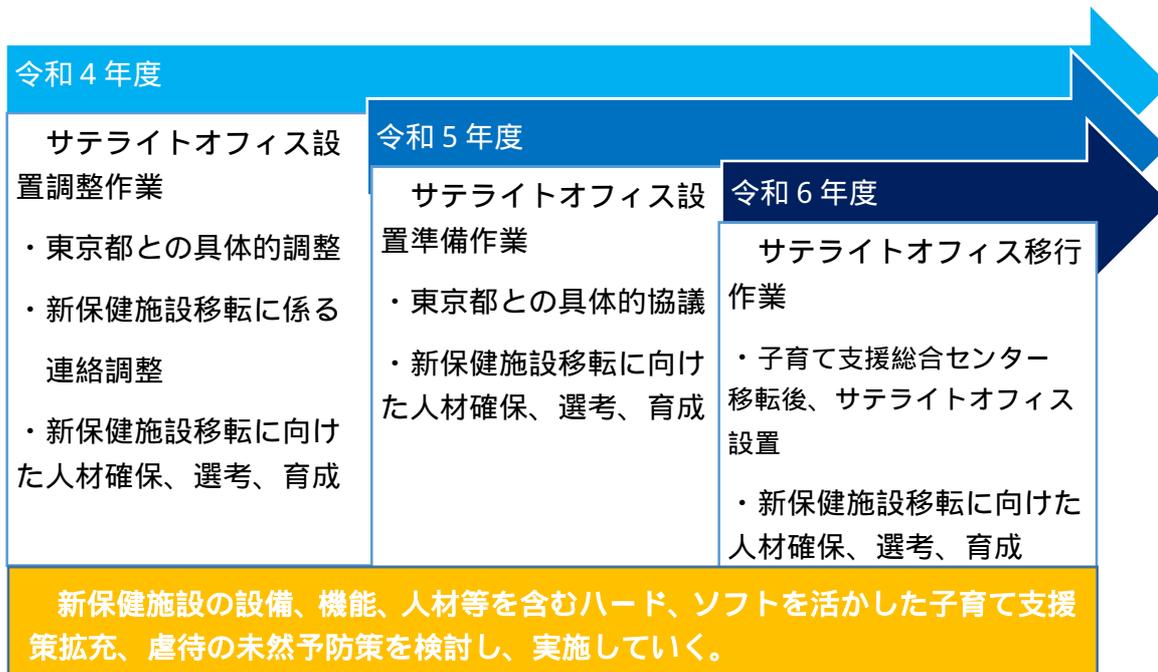
( 5 ) 「<sup>アーリーケア</sup>墨田区児童虐待予防支援拠点(仮称)」とは

(墨田区版・都区共同サテライトオフィスを活用した児童相談体制)

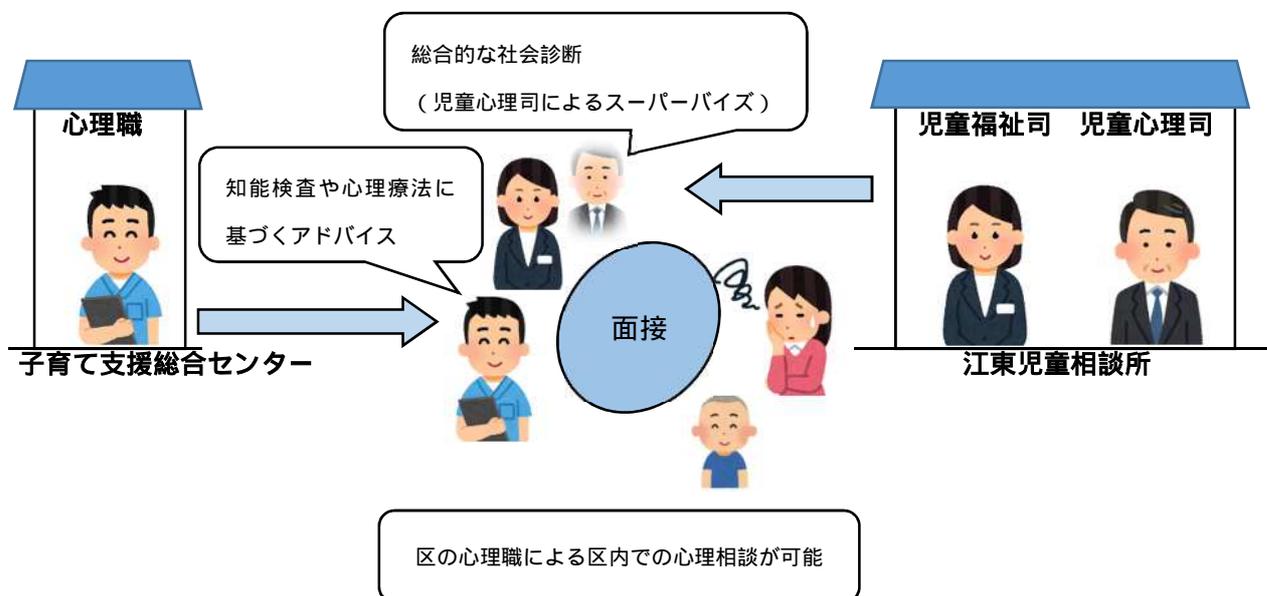
新保健施設内及び都区共同サテライトオフィスを活用した児童相談体制を構築し、次のような機能を持つ施設とする。

- ( 1 ) 予防的支援推進とうきょうモデル事業の拠点として、児童相談所の児童福祉司・児童心理司、保健センター保健師、子育て支援総合センター心理職・保健師・福祉職などの専門職チームによる支援が実施できる。
- ( 2 ) 新保健施設内の各種相談室において、区の心理職による心理相談等を受けることができる。必要に応じて、児童相談所児童福祉司や児童心理司のスーパーバイズを得ながら、より専門的な相談にも対応する。
- ( 3 ) 新保健施設内の関係機関(保健センター、教育センター、子育て支援総合センター)との連携に児童相談所児童福祉司・児童心理司などが加わることにより、虐待対応、虐待の未然防止対応を更に強化し、効果的に実施することができる。

## 7 今後の予定

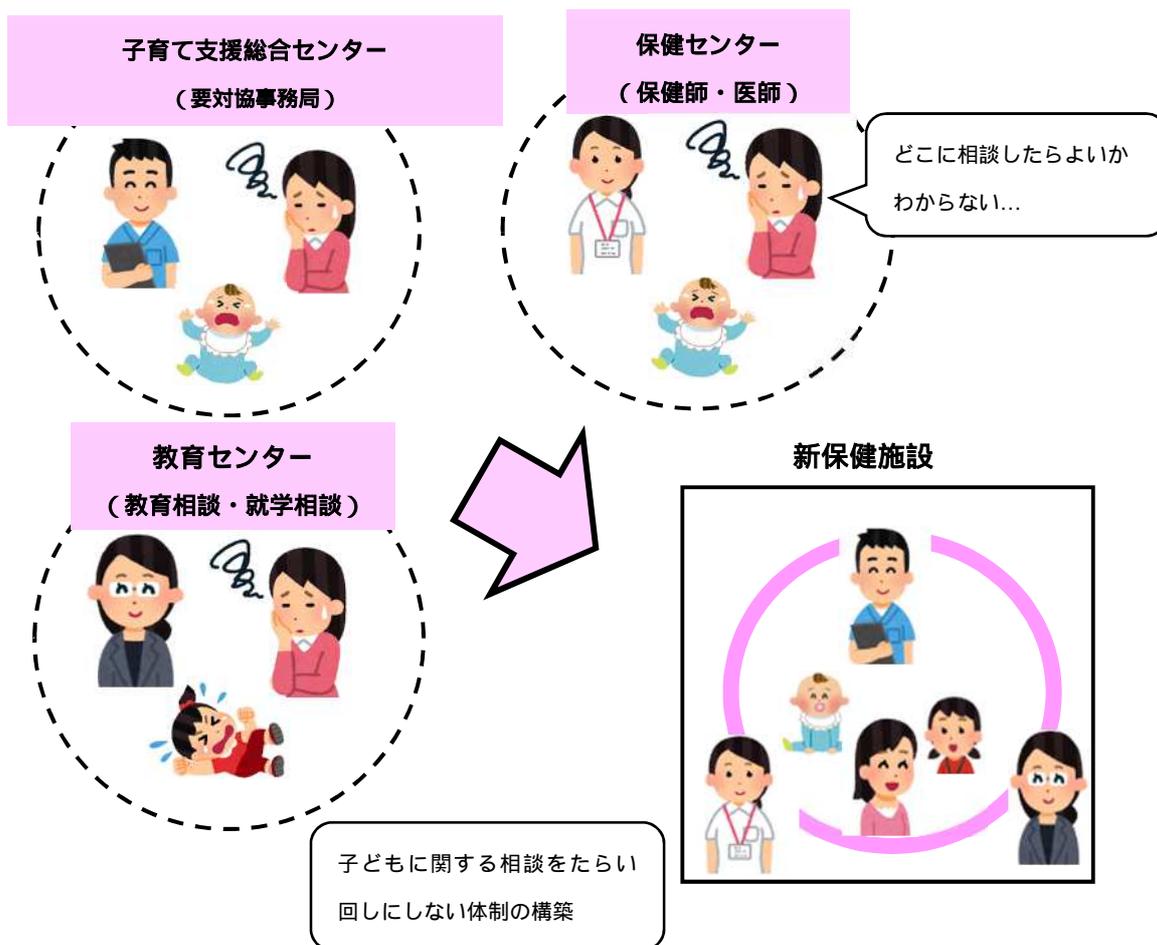


### 【新保健施設内の専門職連携案】



東京都の専門的な助言を受けながら心理職を計画的に育成することができる。

## 【新保健施設内の関係機関連携案】



不安に陥りやすい乳幼児を持つ保護者に、継続的な顔の見える関係を作ることができる。また、発達に課題のある子ども及び保護者に専門職チームで対応できる。